

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年2月22日(火)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業の円滑な実施等について	1
2	障害者の社会参加の促進について	8
○資料		
1-1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）	19
1-2	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	26
1-3	地域生活支援事業（必須事業）の実施状況	27
1-4	各事業の実施状況【都道府県別】	
	・ 移動支援事業	28
	・ コミュニケーション支援事業	29
	・ 日常生活用具給付等事業	30
	・ 地域活動支援センター基礎的事業	31
1-5	標準的な要約筆記者養成カリキュラム（案）	32
1-6	小規模作業所の移行状況（推移）	37
1-7	小規模作業所の移行状況【都道府県別：移行率】	38
1-8	小規模作業所の移行状況【都道府県別：移行か所数】	39
2-1	聴覚障害者情報提供施設 設置状況	40
2-2	視覚障害者情報提供総合システム「サピエ」の概要	41
2-3	障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況	42
2-4	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について（例）	43
2-5	自治体主催行事における情報配慮について（長野県の取組）	44
2-6	都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数	45
2-7	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表	46
2-8	2011年スペシャルオリンピックス夏季世界大会・ アテネ大会概要	47
2-9	第11回全国障害者スポーツ大会（「おいでませ！山口大会」）	48
2-10	第11回全国障害者芸術・文化祭 埼玉大会の概要（案）	50

2-11	広州 2010 アジアパラ競技大会の結果等	51
2-12	国際障害者交流センターの概要	52
2-13	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	54
2-14	補助犬ポスター「わたしたちはパートナー」	55
2-15	ほじょ犬もっと知ってBOOK	56
2-16	補助犬ステッカー「Welcome! ほじょ犬」	58

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業費補助金について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効果的・効率的な事業展開が可能な仕組みとしており、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に配分することができるなど、その裁量が最大限発揮できる「統合補助金」としている。

各自治体においては、このような地域生活支援事業の特性を踏まえ、引き続き、地域の実情や障害者等のニーズを踏まえた効果的・効率的な事業展開をお願いしたい。

(2) 平成23年度予算案及び協議について

ア 平成23年度予算額（案）について

地域生活支援事業費補助金の平成23年度予算額（案）については、「障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業（特別枠措置）」の中の「地域移行のための安心生活支援」の所要額10億円を含め、44.5億円を確保している。

イ 新規メニュー「地域移行のための安心生活支援事業」について

障害のある方の地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備が必要であることから、地域生活支援事業のメニューの1つとして、新たに「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を創設することとしている。

本事業は、特別枠により措置された10億円を活用し、市町村における夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の具体的な施策を盛り込んだ「地域移行推進重点プラン」に基づく事業に対して補助を行うものである。

本事業の予算配分については、各自治体からの協議方式により行う予定であるが、具体的な協議方法等については、本年3月中にお示しする予定である。

(参考) 「地域移行のための安心生活支援事業」の概要

○ 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の支援策等を盛り込んだ「地域移行推進重点プラン」を作成し、地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支援する。

(1) 地域安心生活支援体制強化事業

- ・ 緊急時相談支援事業（必須実施）
- ・ その他、緊急時ステイ事業、地域生活体験事業 等

(2) 地域移行特別支援事業

上記(1)の事業を実施するとともに、移動支援やコミュニケーション支援等を実施する。

ウ 「特別支援事業」について

平成21年度から実施している「特別支援事業」については、コミュニケーション支援の充実や盲ろう者の社会参加等の促進を図る事業のほか、地域の特性に配慮して先駆的・モデル的に取り組む事業等に対して、優先的に補助を行うものであるので、平成23年度においてもその活用を検討願いたい。

なお、平成23年度における具体的な取扱いは、予算成立後、速やかにお示しすることとしているが、基本的には本年度と同様、各自治体からの協議方式により行う予定である。

(3) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成23年度の地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した改正を予定している。

この一部改正（案）については、予算成立後、速やかに発出することとしている。

(参考)改正事項

- ・「要約筆記者」（コミュニケーション支援事業、養成事業）の新設
- ・「地域移行のための安心生活支援事業」の新設

(資料1—1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

(4) 地域生活支援事業の適正な実施について

ア 適正な事務執行等について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な運用が求められているが、昨年の主管課長会議以降も、

- 移動支援事業の不正請求事例（架空のサービス提供実績に基づく請求を行っていた事例）
- 地域生活支援事業費補助金の対象経費の実支出額算定に当たり、補助対象とならない地域活動支援センターの基礎的事業に係る経費を計上していた事例（平成21年度決算検査報告）

が報告されているところである。

上記以外の事業も含め、不適正な取扱いが行われた結果として、必要とする者にサービスが行き届かない事態などが生じないよう、各自治体においては、適正な事務執行はもとより、書類の確認や関係者への聞き取りを行うなどにより適正に事業が実施されているか点検を行うなど、事業者に対する計画的な指導をお願いしたい。

なお、事業者に対する指導の結果、不適正な取扱いが認められたときは

厳正に対処するとともに、適正な実施が確保されるようお願いしたい。(地域活動支援センター機能強化事業については、(10のイ)を参照されたい。)

イ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業における低所得者の利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、昨年の部局長会議等において検討をお願いしたところである。

また、平成22年6月に実施した低所得者の利用者負担の無料化状況調査について結果をとりまとめたので、各市町村においては、本調査の結果も参考にしながら、引き続き、地域生活支援事業に係る利用者負担の取扱いについて検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、低所得者のサービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

(資料1—2) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

(平成22年度)

(6) 必須事業未実施市町村に対する支援について

移動支援事業やコミュニケーション支援事業等の必須事業を未だ実施していない市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、基金事業の「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を活用した体制づくりなど、管内の市町村に対する支援をお願いしたい。

(資料1—3) 地域生活支援事業（必須事業）の実施状況（平成21年度）

(資料1—4) 各事業の実施状況【都道府県別】（平成21年度）

(7) 移動支援事業について

ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間数を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、利用者が委託事業者リストから任意に選択できるような仕組みとすることや視覚障害者に対する代筆・代読など障害種別に配慮したサービス提供等、利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについてもお願いしたい。

さらに、共通のサービス利用の意向を持つ複数の障害者について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合などには、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

イ 同行援護の創設との関係について

昨年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）」により、重度の視覚障害者（児）に対する移動支援が、「同行援護」として障害福祉サービス（自立支援給付）に位置付けられ、平成23年10月1日から施行の予定である。

地域生活支援事業による移動支援事業の一部が「同行援護」へ移行することとなるが、「同行援護」の対象者やサービス内容、事業者の指定基準等については現在検討中であることから、その内容が固まり次第ご連絡することとしている。（具体的なスケジュール等については、障害福祉課資料を参照されたい。）

ウ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業について

「視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」については、基金事業として平成23年度まで継続して実施することとしている。

平成23年度の事業計画については、現在、社会福祉法人日本盲人会連合において検討中であり、本年4月中に各都道府県に示される予定であるので、積極的な参加をお願いしたい。

また、この研修の修了者は、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を担う指導者となることが想定されているので、各都道府県におけるガイドヘルパー養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

なお、この事業による研修を受講する際の旅費（交通費及び宿泊費）については、平成22年度に引き続き、地域生活支援事業（特別支援事業）の「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業」として補助対象経費とする予定である。

（8）コミュニケーション支援事業について

ア コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、法律上必須事業としているにもかかわらず実施していない市町村が約4分の1ある状況（平成21年3月31日現在）となっている。

なお、個別の事業ごとでは、手話通訳者設置事業は約7割の市町村が未実施であり、要約筆記者派遣事業については約5割の市町村が未実施という状況である。

コミュニケーション支援事業については、市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりについて検討する「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を基金事業の中にメニュー化しており、また、市町村域を越えて手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業に対しては、地域生活支援事業の特別支援事業（「コミュニケーション支援充実強化事業」）として優先的に支援することとしている。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、地域生活支援事業の特別支援事業として「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」、「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」を加え、優先的に支援することとしているところでもある。

各都道府県においては、これらの事業を有効に活用し、広域利用体制を整備するとともに、併せて、以下の点にも留意の上、未実施市町村の早期解消を進めることにより、コミュニケーション支援事業の一層の推進を図られるようお願いしたい。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がある場合についても手話通訳者等の派遣が適切に行われるよう努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚や聴覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、手話通訳等の他にも代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。

イ 要約筆記者の養成について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成研修事業において「要約筆記者奉仕員」として登録された者を派遣することとしているが、平成23年度より、新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとしている。

現在、要約筆記者を養成する指導者の養成プログラム等の検討を進めているところであり、今後、指導者養成講習会等の具体的な内容が決まり次第お示しすることとしている。

(資料1-1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(資料1-5) 標準的な要約筆記者養成カリキュラム (案)

(9) 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組みにより、ほぼ100%の実施率に達しているところである。

本事業については、地域生活支援事業として位置づけられており、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、真に必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にもあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっているため、市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に努められたい。

(10) 地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているところである。

本センターの基礎的事業に対する助成は、市町村の一般財源により実施されるものであり、税金の少ない地方自治体については、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているところである。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税(普通交付税)の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

イ 地域活動支援センター機能強化事業の点検等について

地域生活支援事業費補助金により補助を行う地域活動支援センター機能強化事業は、従前の小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センターの機能を充実強化するため、上乘せをした部分について補助するものである。

この機能強化事業については、平成21年度決算検査報告において、一部の自治体における不適正な事例(4)アを参照)が指摘されている。
各市町村におかれては、平成21年12月15日付事務連絡にてお知らせしている「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方について」も参考にしながら、適正な実施をお願いしたい。

(11) 小規模作業所について

小規模作業所については、サービスの質の向上や事業の安定的な運営を図る観点から、「移行等支援事業」や「小規模作業所移行促進事業」といった基金事業による助成や要件緩和など、法定事業への移行を支援するための措置を講じているので、各自治体におかれては、引き続き、これらの移行支援策の活用を図られたい。

また、小規模作業所の運営費に対する助成は、地域活動支援センターと同様、税収の少ない地方自治体については、地方交付税により、一定の財源が保障されているので、適正な補助水準を確保するようお願いしたい。

(資料1-6) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

(平成22年4月時点)

(資料1-7) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

【都道府県別：移行率】 (平成22年4月時点)

(資料1-8) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

【都道府県別：移行か所数】 (平成22年4月時点)

2 障害者の社会参加の促進について

(1) 「重点施策実施5か年計画」における情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、より一層の充実が求められており、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月29日閣議決定)」においても、情報アクセス・コミュニケーション保障として「情報バリアフリー化のための環境整備の在り方」や「障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達方策」について、検討することとされている。

こうした中、聴覚障害者情報提供施設については、聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を持つとともに、災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されているが、平成22年12月末現在、全国で38施設(政令市を含む。)の設置に留まっている。聴覚障害者情報提供施設は、「障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)」に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)」において、全都道府県での設置を目指しているところであり、未設置の道府県においては、早期に設置されるようお願いしたい。

(資料2-1) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

なお、視聴覚障害者情報提供施設においては、平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、

- ① 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」(点字データ及び点字・録音図書目録のオンライン利用システム)と「びぶりおネット」(点字・録音図書ネットワーク配信システム)を、新たに視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにした(平成22年4月から運用開始)ほか、(資料2-2)
- ② 全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作器を整備し、聴覚障害者への地域の映像情報等の提供を推進したところである。

視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、これらの情報提供施設に整備した機能の有効活用について引き続き配意願いたい。

また、基金事業において、障害者に対する情報バリアフリー化を一層促進するために、情報支援機器等の整備、音声コード普及のための研修や聴

覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン3）の給付に係る支援を行う「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」をメニュー化しているところであるので、引き続き活用をお願いしたい。

イ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話奉仕員養成研修・手話通訳者養成研修の指導者養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修について、平成23年度から、養成研修（手話奉仕員・通訳者養成研修の指導者養成）にあつては、全国5会場から全国10会場に拡充し、また、現任研修（手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修）にあつては、社会福祉法人全国手話研修センター（京都市）のみでの実施から開催地を京都市以外にも拡充し、それぞれ開催を予定しているので、積極的に受講者を派遣いただくようお願いしたい。

ウ 障害者IT総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、「重点施策実施5か年計画」において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者IT総合推進事業」の一層の充実をお願いするとともに、未実施の県においては積極的に事業化されるようお願いしたい。

（資料2-3）障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況

（2）災害時における障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした災害時要援護者の避難対策については、各市町村において策定することとされている「避難支援プラン」の全体計画（平成19年12月18日府政防第885号／消防災第421号／社援総発第1218001号／国河防第563号通知）をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用

通信やインターネットなど)の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援への配慮をお願いしたい。(資料2-4)

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いしたい。なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(平成20年6月:日本赤十字社>国内災害救護>資料で見る国内災害救護に掲載)をお示ししているところであるので参照されたい。

(3) 盲ろう者向け福祉施策について

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に併せて障害を持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、全都道府県において実施していただいているところであるが、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、地域生活支援事業の特別支援事業として「盲ろう者社会参加等促進事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」等の推進を重点課題として、優先的に支援することとしているので、各都道府県においては、これらの事業を有効に活用し、盲ろう者の社会参加の一層の推進を図られたい。

なお、昨年12月に成立した整備法により、重度の視覚障害者(児)に対する移動支援が、「同行援護」として障害福祉サービス(自立支援給付)に位置づけられ、平成23年10月1日から施行の予定である。

この「同行援護」については、視覚障害の観点から盲ろう者についても関係するものであるため、ご留意いただきたい。(1の(7)のイを参照されたい。)

イ 盲ろう者向け生活訓練等モデル事業の実施について

盲ろう者の障害特性に対応した支援方法等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内において、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施しているところであるが、平成23年度においては、事業の総括を行い、実施結果報告書及び盲ろう者支援のための訓練マニュアル等を作成し、都道府県及び関係団体等に公開することとしている。

本モデル事業の実施等に当たっては、各都道府県等からの情報提供などの協力をいただくこともあるので、その際はよろしくお願いしたい。

ウ 第10回ヘレン・ケラー世界会議及び第4回世界盲ろう者連盟総会について

平成25年に「第10回ヘレン・ケラー世界会議及び第4回世界盲ろう者連盟総会」が日本で開催される予定であり、具体的な内容などにつき今後情報提供していく予定である。

〈概要〉

- ・名称：「第10回ヘレン・ケラー世界大会及び第4回世界盲ろう者連盟総会」
- ・テーマ：盲ろう者の自立と国際連帯
- ・期日：平成25年5月30日（木）～6月4日（火）
- ・場所：幕張メッセ国際会議場（千葉市）
- ・事務局：社会福祉法人 全国盲ろう者協会
- ・ヘレン・ケラー世界会議：
1977年に第1回会議がアメリカ（ニューヨーク）で開催。第7回（2001年）まで世界盲人連合（世界177か国、本部カナダ）が4年毎に開催。第7回会議で世界盲ろう者連盟が設立されて以降は同連盟が開催。
- ・世界盲ろう者連盟（本部スウェーデン）：
2001年に発足。盲ろう者のための経済、教育、社会福祉の促進等を目的とする。

（4）障害者スポーツ、文化芸術活動の振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものであるので、各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に配慮をお願いしたい。（資料2-6、2-7）

また、基金事業の中に、「地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組みを行う事業」として、「障害者スポーツ特別振興事業」や「体育館等バリアフリー緊急整備事業」をメニュー化しているので、各都道府県においては、本事業の積極的な活用併せて、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

なお、平成23年度予算案においては、世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベル選手に対する特別強化を目的とした総合国際競技大会指定強化事業の充実を図るとともに、障害者に身近な地域において、財団法人日本障害者スポーツ協会公認の障害者スポーツ指導者を活用し、障害者向けのスポーツ教室等を開催するとともに、障害特性を踏まえたスポーツ指導等を行う

「地域における障害者スポーツの振興事業」を財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として実施することとしているので、都道府県等においては、地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」との連携についてご留意いただきたい。

〈参考〉

- 平成23年度の主な障害者スポーツ大会等について
 - ① 「2011年スペシャルオリンピックス夏季世界大会・アテネ」への選手団の派遣（開催期間：平成23年6月25日(土)～7月4日(月)）
(資料2-8)
 - ② 「第11回全国障害者スポーツ大会(おいでませ！山口大会)」の開催
平成23年度は、山口県において標記の大会が開催される予定である。
(開催期間：平成23年10月22日(土)～10月24日(月)）
(資料2-9)
 - ③ 「第11回全国障害者芸術・文化祭 埼玉大会」の開催
平成23年度は、埼玉県において標記の大会が開催される予定である。
(開催期間：平成23年4月～12月を予定)
(資料2-10)
- 広州2010アジアパラ競技大会の結果等について
アジア地域最大の障害者スポーツの国際大会である「広州2010アジアパラ競技大会」が、中国・広州市において平成22年12月12日から19日までの8日間開催された。本大会には41か国・地域から3,798人が参加し、アーチェリーや車いすテニスなどの19の競技種目において熱戦が繰り広げられた。日本選手団は、本大会において103個のメダルを獲得するなど好成績を収めた。
(資料2-11)

(5) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)